

特定非営利活動法人おいもちゃん家定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人おいもちゃん家という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県鹿屋市西原二丁目4番5号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者・高齢者・その他支援を必要とする人々に対し、就労などの諸支援事業を行うことにより、障害を持つ人々などが地域で自立して生活し、健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進を図り、もって社会に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ②障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
 - ③児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
 - ④不登校の子どもたちの社会教育等の支援及び健全育成に関する事業
 - ⑤農産物の生産、育成及び各種商品の企画・立案・販売など地域産業振興に関する事業
 - ⑥ その他目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

① 地域産業振興のための商品の企画・販売・斡旋事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は同号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業活動を支援するために入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、活動に協力する各種資格又は能力を有する個人

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名す

ることができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上5人以内
 - (2) 監 事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄

庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、当該任期の末日後の最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）の借入れその他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。代理人の委任は電子メール・ファックス等の確認できる方法でも有効とする。
- 3 前項の規定により表決し、又は表決を委任した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印をしなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。
- 4 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について

て書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条第4項、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の

認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会の議決を経て選定した者に帰属するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただ

し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	藤田 京子
副理事長	荒武 和江
理事	西菌 美恵子
理事	時村 敏博
監事	井手 誠
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和4年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から令和3年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員	個人	500円	団体	5,000円
	賛助会員	個人	0円	団体	3,000円
(2) 年会費	正会員	個人	2,000円	団体	10,000円
	賛助会員	個人	500円	団体	5,000円

附 則

この定款は令和 年 月 日から施行する。

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人おいもちゃん家

1 事業実施の方針

障害者の就労支援のために、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業、就労継続支援B型施設の運営を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型施設の運営	4月1日 ～ 3月31日 10:00～ 16:00	鹿屋市 鹿児島総合 食品 おいもdeカフェ	6名	利用者 20人	24,000
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	指定特定相談支援事業の運営	4月1日 ～ 3月31日 9:00～ 17:15	鹿屋市 おいもちゃん 家事務所	1人	利用者 5人	25
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	指定障害児相談支援の運営	4月1日 ～ 3月31日 9:00～ 17:15	鹿屋市 おいもちゃん 家事務所	1人	利用者 5人	25
不登校の子どもたちの社会教育等の支援及び健全育成に関する事業	今年度は実施せず					
農産物の生産、育成及び各種商品の企画・立案・販売など地域産業振興に関する事業	今年度は実施せず					
その他の目的を達成するために必要な事業	今年度は実施せず					

(2) その他の事業

事業名	事業内容等	支出見込み額(千円)
地域産業振興のための商品の企画・販売・斡旋事業	今年度は実施せず	

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人おいもちゃん家

1 事業実施の方針

障害者の就労支援のために、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業、就労継続支援B型施設の運営を行う。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日及び時間	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算(千円)
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労継続支援B型施設の運営	4月1日 ～ 3月31日 10:00～ 16:00	鹿屋市 鹿児島総合 食品 おいもdeカフェ	7名	利用者 25人	27,000
障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業	指定特定相談支援事業の運営	4月1日 ～ 3月31日 9:00～ 17:15	鹿屋市 おいもちゃん 家事務所	1人	利用者 10人	405
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	指定障害児相談支援の運営	4月1日 ～ 3月31日 9:00～ 17:15	鹿屋市 おいもちゃん 家事務所	1人	利用者 10人	405
不登校の子どもたちの社会教育等の支援及び健全育成に関する事業	今年度は実施せず					
農産物の生産、育成及び各種商品の企画・立案・販売など地域産業振興に関する事業	今年度は実施せず					
その他の目的を達成するために必要な事業	今年度は実施せず					

(2) その他の事業

事業名	事業内容等	支出見込み額(千円)
地域産業振興のための商品の企画・販売・斡旋事業	今年度は実施せず	

令和6年度 活動予算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人おいもちゃん家
(単位: 円)

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入金収入		
入金収入	0	
会費収入	22,000	22,000
2 事業収入		
(1) 就労支援事業収入	45,000,000	
(2) 指定特定相談支援事業収入	100,000	
(3) 指定障害児相談支援事業収入	100,000	45,200,000
3 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入	0	
民間助成金収入	0	
4 寄付金収入		
5 その他収入		
利息収入	0	
任意団体からの繰入金	0	
6 その他の事業会計からの繰入	0	
経常収入合計		45,222,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	11,000,000	
法定福利費	1,200,000	
人件費計	12,200,000	
(2) その他経費		
会議費	60,000	
旅費交通費	15,000	
車両費	900,000	
通信費	120,000	
印刷費	75,000	
消耗品費	90,000	
交際費	90,000	
修繕費	350,000	
広報費	15,000	
水道光熱費	100,000	
賃貸料	2,700,000	
原価償却費	3,500,000	
保険料	550,000	
業務委託費	2,500,000	
租税公課	35,000	
手数料	450,000	
雑費	300,000	
その他経費計	11,850,000	
事業費計		24,050,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
臨時雇賃金	1,100,000	
人件費計	1,100,000	
(2) その他経費		
消耗品費	10,000	
通信運搬費	5,000	
雑費	250,000	
その他経費計	265,000	
管理費計		1,365,000
経常支出合計		25,415,000

	経常収支差額		19,807,000
Ⅲ	その他資金収入の部		
1	固定資産売却収入	0	
	その他の資金収入合計		0
Ⅳ	その他資金支出の部		
1	固定資産取得支出	0	
	その他の資金支出合計		0
	当期収支差額		19,807,000
	前期繰越収支差額		16877853
	次期繰越収支差額		36,684,853

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人おいもちゃん家
(単位: 円)

科 目	金 額	
(経常収支の部)		
I 経常収入の部		
1 会費・入会金収入		
入会金収入	0	
会費収入	22,000	22,000
2 事業収入		
(1) 就労支援事業収入	500,000,000	
(2) 指定特定相談支援事業収入	12,000,000	
(3) 指定障害児相談支援事業収入	12,000,000	524,000,000
3 補助金等収入		
地方公共団体補助金収入	0	
民間助成金収入	0	
4 寄付金収入		
5 その他収入		
利息収入	0	
任意団体からの繰入金	0	
6 その他の事業会計からの繰入	0	
経常収入合計		524,022,000
II 経常支出の部		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	15,800,000	
法定福利費	160,000	
人件費計	15,960,000	
(2) その他経費		
会議費	60,000	
旅費交通費	15,000	
車両費	900,000	
通信費	120,000	
印刷費	75,000	
消耗品費	90,000	
交際費	90,000	
修繕費	350,000	
広報費	15,000	
水道光熱費	100,000	
賃貸料	2,700,000	
原価償却費	3,500,000	
保険料	550,000	
業務委託費	2,500,000	
租税公課	35,000	
手数料	450,000	
雑費	300,000	
その他経費計	11,850,000	
事業費計		27,810,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
臨時雇賃金	1,500,000	
人件費計	1,500,000	
(2) その他経費		
消耗品費	10,000	
通信運搬費	5,000	
雑費	250,000	
その他経費計	265,000	
管理費計		1,765,000
経常支出合計		29,575,000

	経常収支差額		494,447,000
Ⅲ	その他資金収入の部		
1	固定資産売却収入	0	
	その他の資金収入合計		0
Ⅳ	その他資金支出の部		
1	固定資産取得支出	0	
	その他の資金支出合計		0
	当期収支差額		494,447,000
	前期繰越収支差額		16877853
	次期繰越収支差額		511,324,853